

新介第3758号  
令和6年3月29日

居宅サービス事業所の管理者様  
地域密着型サービス事業所の管理者様  
介護予防サービス事業所の管理者様  
地域密着型介護予防サービス事業所の管理者様  
居宅介護支援事業所の管理者様  
介護保険施設の管理者様

新潟市福祉部介護保険課長

介護保険サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の  
一部改正について（通知）

日頃より、本市の介護保険事業にご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」（令和6年厚生労働省令第16号）の公布により、各種基準省令が改正されたことから、下記の関連条例について、所要の改正を行い、令和6年3月31日に公布予定、令和6年4月1日から施行することとしています。

これらの条例の改正については下記のとおりですので、事業の実施に当たっては、これらを了知のうえ、条例を遵守し適正に運営するようお願いいたします。

## 記

### 1 改正する条例

条例1	新潟市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例
条例2	新潟市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（4月施行分）
条例3	新潟市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（6月施行分）
条例4	新潟市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例
条例5	新潟市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例
条例6	新潟市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例

条例 7	新潟市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（4月施行分）
条例 8	新潟市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（6月施行分）
条例 9	新潟市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例
条例 10	新潟市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例
条例 11	新潟市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例

## 2 主な改正点

- ・施設長・管理者の兼務範囲の緩和 — 同一敷地内の要件廃止
- ・身体的拘束等の規定の追加 — 身体的拘束等の禁止規定、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の開催を規定
- ・記録媒体の規定の見直し — 特定の記録媒体を電磁的記録媒体とし新たな通信技術の導入・活用に対応
- ・協力医療機関の規定の追加 — 要件を満たす協力医療機関を定めることを努力義務化
- ・重要事項の掲示 — 重要事項のウェブサイト掲載を義務化
- ・勤務体制の確保等 — 施設長・管理者のユニット型施設の管理等に係る研修受講の努力義務化
- ・モニタリングの実施方法について追記 — テレビ電話装置等の利活用について規定
- ・口腔衛生管理の規定の追加 — 口腔衛生の管理体制を整備し、利用者の状態に応じた管理を計画的に行うことを規定
- ・入所者・利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の規定制定
- ・緊急時等の対応の規定の追加 — 協力医療機関の協力を得て、緊急時等における対応方法の見直し、変更を行うことを規定
- ・管理者要件の追加 — 居宅介護支援事業者である管理者要件の追加

## 3 施行期日

令和6年4月1日

※ただし、条例3及び条例8は、令和6年6月1日施行となります。